

神戸市高速鉄道
避難確保・浸水防止計画
(河川氾濫・高潮浸水)

海岸線
苅藻駅

令和7年4月

神戸市交通局

1. 目的

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき、必要な措置に関する計画を作成し、神戸市高速鉄道の地下駅構内における、お客様の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

津波による避難及び浸水防止対策については、別に定めるものによる。

2. 対象範囲

計画の対象とする範囲は、洪水や集中豪雨、高潮等（以下「洪水等」という。）による浸水想定区域内にある次の地下駅構内とする。（別紙1，2）

海岸線 苅藻駅 神戸市長田区浜添通5丁目

3. 適用範囲

この計画は、神戸市交通局職員（駅業務を受託する事業者に所属する関係職員を含む。）及び計画の対象範囲の利用者に適用する。

4. 防災体制

| | 体制確立の判断時期 | 活動内容 |
|------|---|---|
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報・高潮注意報の発表 ・新湊川の氾濫注意情報の発表 | 浸水に対する体制の準備 ・情報収集伝達体制の確保 ・水防資器材等の点検及び配備 ・地上開口部の巡回など |
| 警戒体制 | 以下のいずれかの該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報・高潮警報・高潮特別警報の発表 ・新湊川の氾濫警戒情報の発表 | 浸水に即応する体制の確保 ・旅客への発表情報の周知 ・止水板及び土のうの準備 ・旅客の避難準備と開始 ・列車運行の検討と中止など |
| 非常体制 | 以下のいずれかの該当する場合 ・避難指示の発令 ・新湊川の氾濫危険情報の発表 | 浸水への対応活動の実施 ・旅客への発令内容、避難実施等の周知 ・止水板及び土のうの設置 ・旅客の避難完了の確認 ・営業停止の措置 ・係員等の避難 |

※災害時要援護者については、早期避難や利用者への移動時の協力の呼びかけを行う。

5. 避難誘導

(1) 案内

- ① 避難指示が発令されたときは構内放送等により、旅客に落ち着いて避難するよう呼びかける。

(2) 避難経路

- ① 係員は、駅構内及び地上部の状況や浸水の経路を考慮し、避難経路図（別紙3）に従って、迅速に旅客を安全な出口に誘導する。

(3) 留意事項

- ① 避難指示が発令されたときは、隣接する施設と情報の共有を図り、互いに協力して、旅客の避難誘導等、適切な措置を講じるものとする。
- ② 避難誘導には、原則としてエレベーター、エスカレーターを使用しない。
- ③ 身体障害者等、妊婦、高齢者や子供に留意し、周りの方の協力を得て避難誘導する。
- ④ 駅構内からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- ⑤ 停電に備え、避難誘導を行う係員は懐中電灯等を携帯する。

(4) 任務分担

| 担当名 | 分 担 内 容 |
|-------|--|
| 指揮班 | <ul style="list-style-type: none">・現場指揮（職員の招集及び指示）・情報収集（気象情報、河川情報、防災情報、避難情報等）・連絡通報（局内関係各所）・案内放送・防災設備設置（止水板、土のう） |
| 避難誘導班 | <ul style="list-style-type: none">・状況確認（駅構内、地上部）・旅客避難誘導・構内巡視（残留旅客の確認）・防災設備設置（止水板、土のう） |
| 救護班 | <ul style="list-style-type: none">・営業停止措置（券売機、精算機、改札機、E V及びE Sの各機器停止、周知ポスターの掲出）・旅客救護（身体の不自由な方、高齢者等）及び避難誘導・構内巡視（残留旅客の確認）・防災設備設置（止水板、土のう） |

(5) 案内放送

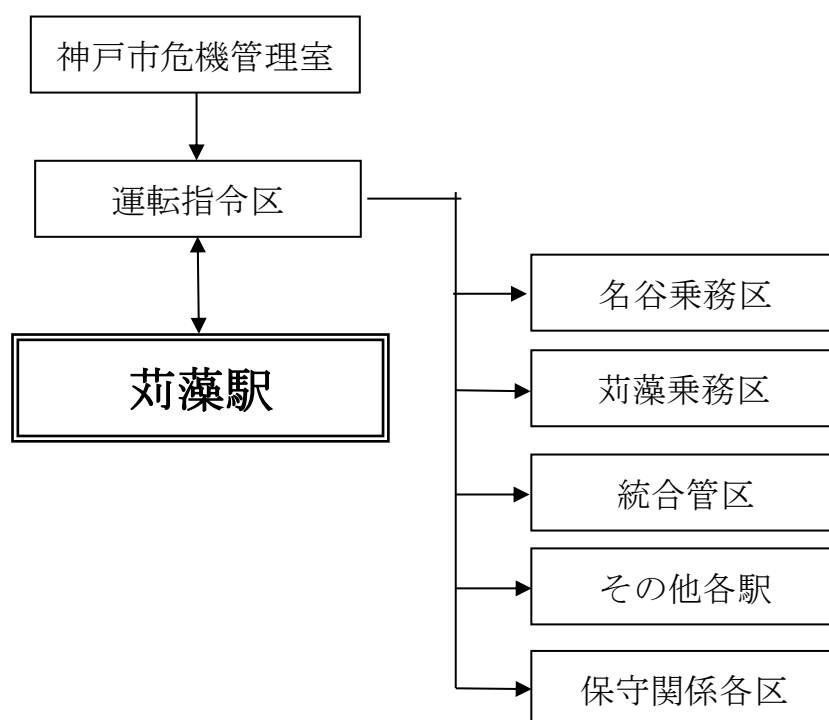
| 放送用語例 |
|--|
| ・お客様にご案内いたします。 ただいま、神戸市より避難指示が発令されました。 駅係員の指示に従い、あわてないように避難してください。 |
| ・エレベーター、エスカレーターは停止しますので、避難の際は階段をご利用ください。 |
| ・駅係員の指示する方向へあわてないように避難してください。 なお、救護の必要な方がおられましたら、係員まで連絡願います。 また、救護の必要な方のそばにおられる方については、ご協力願います。 |

6. 情報の収集

台風や局地的豪雨等により、河川の氾濫、内水氾濫又は高潮の恐れがある場合、情報伝達経路による情報だけではなく、テレビ等からも情報を収集する。

また、駅周辺の状況については、巡視により安全の確認を行うものとするが、地上部では広報車により避難指示等が伝達されることがあるので、特に注意して巡視する。

7. 情報の伝達



8. 浸水防止に関する活動

止水板等の設置基準は以下のとおりとし、複数の基準に該当する場合には、より早期の止水板等の設置を求める基準を採用して対策を実施するものとする。

(1) 避難指示が発令された場合

- ・最も浸水の可能性が低い出入口を除き、速やかに止水板を設置する。
- ・避難完了後、残りの出入口について止水板又は土のうを設置する。

(2) 新湊川の「氾濫注意情報」、「氾濫警戒情報」が発表された場合

- ・状況に応じて、止水板の設置を行う。
- ・氾濫水の到達までの時間が短いと判断される場合は避難完了後、直ちにすべての出入口について止水板又は土のうを設置する。

(3) 神戸市に「高潮注意報」、「高潮警報」、「高潮特別警報」が発令された場合

- ①状況に応じて、止水版の設置を行う。
- ②避難完了後、直ちにすべての出入口について止水板又は土のうを設置する。

※周辺道路が冠水し出入口からの浸水が予想される場合は、直ちに運転指令に報告し、営業停止の措置をとること。

9. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備

情報収集、伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、月に1度点検を行う。

10. 防災教育訓練

防災に必要な知識及び技能と資質向上のため、「高速鉄道運輸係員教育訓練実施要綱」に基づき教育訓練を実施する。

11. 自衛水防組織の業務に関する事項

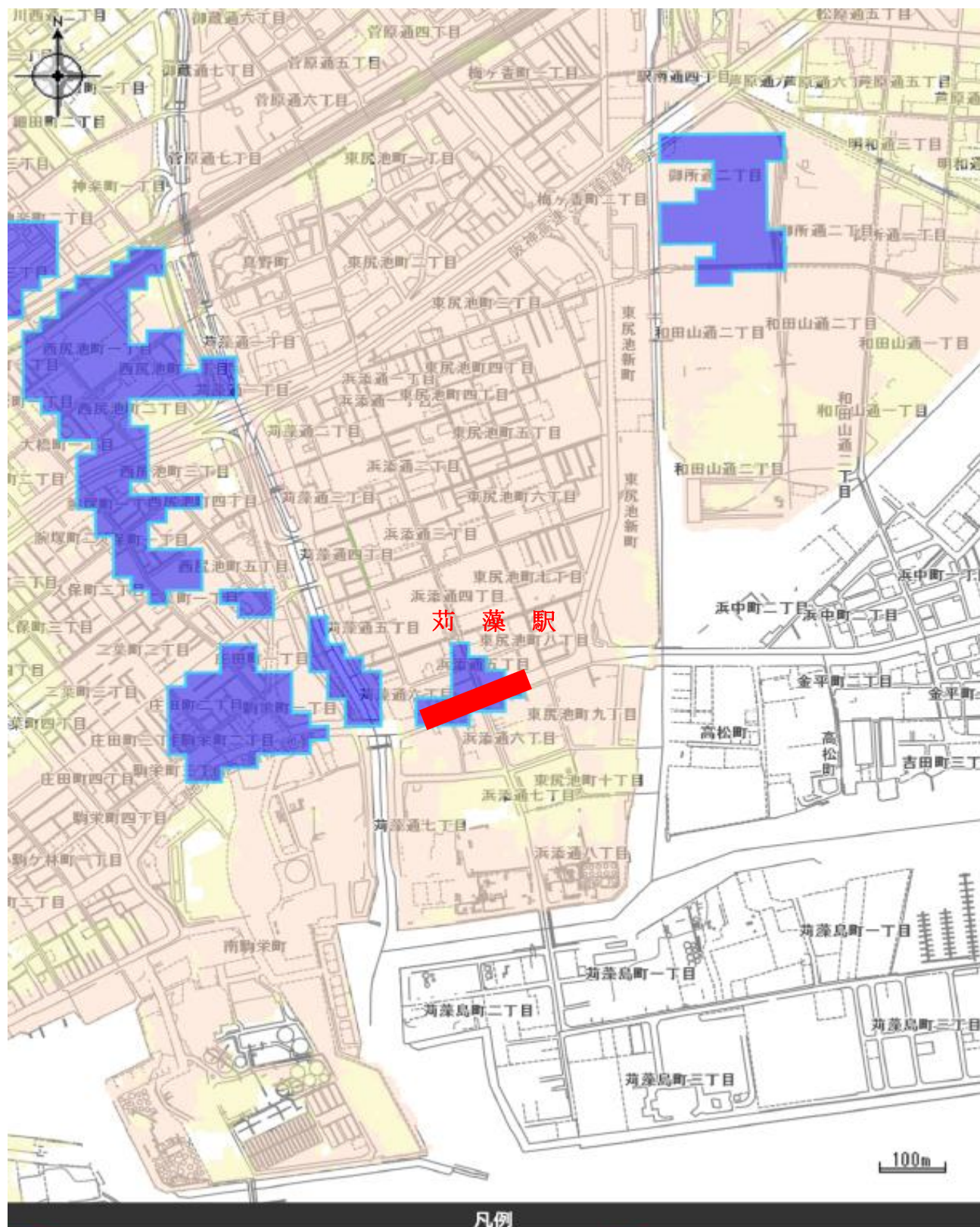
- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ・新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象に研修を行う。
 - ・自衛水防組織の構成員を対象とした情報収集、伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

附則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成 24 年 10 月 15 日から施行する。
- 2 平成 26 年 6 月 22 日 改定
- 3 令和 3 年 11 月 1 日 改定
- 4 令和 7 年 4 月 1 日 改定

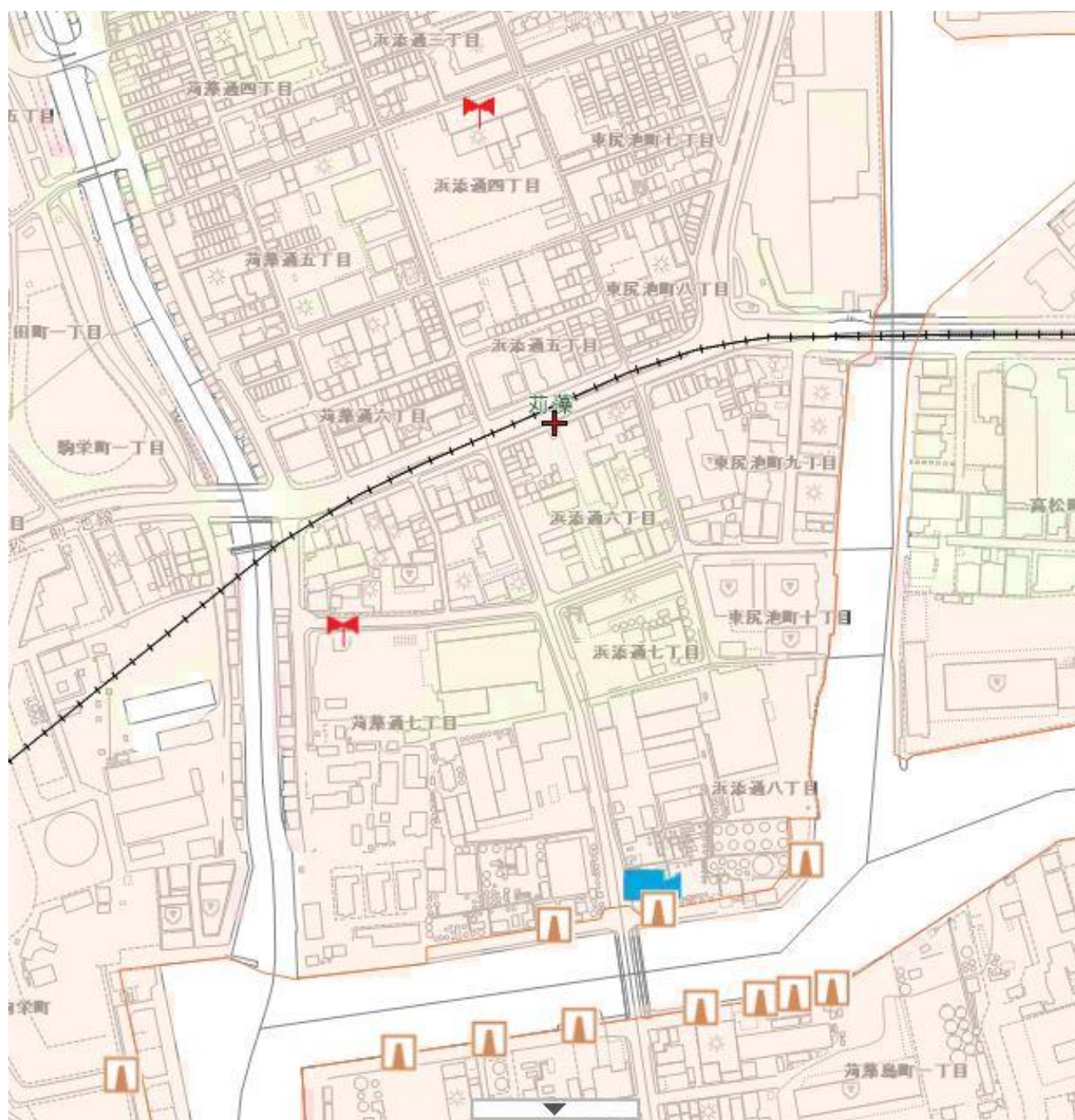
新湊川浸水想定区域図に基づく想定



凡例

- 内水はん濫による浸水想定区域
- 過去にあふれた箇所
- 0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上

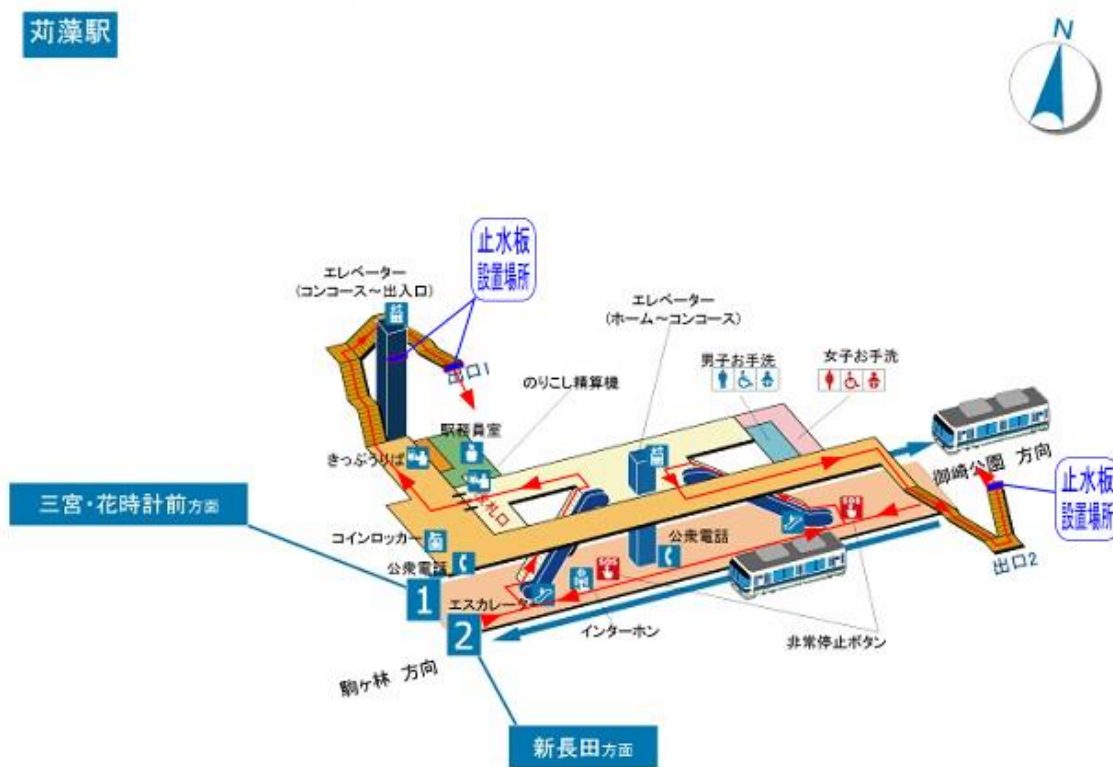
高潮浸水想定区域図に基づく想定



● 浸水範囲（堤防等が破堤する場合）

- 0.0～0.3m未満の区域
- 0.3～0.5m未満の区域
- 0.5～1.0m未満の区域
- 1.0～3.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 5.0m以上の区域

海岸線 苅藻駅 避難経路図



自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者（交通事業管理者）は、洪水、高潮時において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水、高潮時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、指揮班、避難誘導班、救護班とし、総指揮が各班を統括する。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 駅長室を自衛水防組織の活動拠点とし、総指揮を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権原者は、職員等の勤務体制も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、営業時間外に滞在する職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害時の応急活動のため緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の活動)

第3条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集、浸水防止及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織編成表

